

週刊
新つばさ
 9・10月議会特集
 NO.1918
 編集発行
 日本共産党鶴岡市議団
 鶴岡市美原町16-5
 電話22-3313
 qqsw67zb9@bird.ocn.ne.jp
 大高橋 門みきし
 紙橋 智 子 子
 国会議員連絡所
 市議団事務所
 鶴岡市美原町16-5
 ☎22-3313
 FAX24-4096
 無料生活相談所
 加藤太一
 稲生2-6-6
 24-5935
 関徹
 長者町11-26
 24-2414
 加藤 一
 宝徳仲田56
 64-3941
 菅井 巖
 中 楯 9
 33-0534

9月定例議会 「軽自動車税増税」「公民館コミセン化」など市民負担増と行革強行に反対 共産党市議団、市民要求取り上げ奮闘

鶴岡市議会9月定例会が9月2日～25日に開会されました。9月議会には、平成25年度会計決算の認定及び平成26年度会計補正予算、15の条例議案が提案され、いずれも原案通り可決・認定されました。(各議員の賛否は4面参照)

黒字の中で行革強行 市民負担軽減せず

決算の認定について 日本共産党市議団は、一般会計と国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の各特別会計に反対しました。反対討論では「平成25年度決算は実質単年度収支で6億円を超える黒字となっている。その中で、公報発行回数減、泉幼稚園廃止、藤島の学校給食民営化、朝日地域4保育園の統合・民営化、農産物認証制度縮減化など1億3500万円の行革を進める一方、バイオ研究補助金3億5千万円は聖域化された。所得の1割を超える

国保税は明らかに社会的に不公平であり異常。本市の介護保険料は県内13市で一番高く、合併前と比べ約2倍。特養の入所待機者は合併時の3倍に急増している。」と、黒字の中で行革を強行する一方、市民負担を軽減しようとするしない市政運営を批判しました。

軽自動車税増税など 市民負担増に反対

条例では、軽自動車税の引き上げ、地区公

民館廃止とコミセン化、交通災害共済の廃止、学校統廃合など9件について、市民負担増や行政の公的責任の後退につながるとして反対しました。

市民団体が提出した3件の請願はすべて不採択となりました。

3件すべてに賛成したのは日本共産党市議団だけでした。

「米価下落対策」を全件賛成は共産党だけ

「米価下落対策」を全件賛成は共産党だけ

「米価下落対策」発議しながら「過剰米処理」に反対

「政府による緊急の過剰米処理を求める請願」は、新政クラブと政友会公明クラブの反対多数で不採択となりました。

一方で、新政クラブは米価下落の波紋の広がりから「米価下落対策を求める意見書」を発議しました。

「米価下落対策」を発議しながら、「過剰米処理」に反対した新政クラブと政友会公明クラブの態度は矛盾に満ちたものであり、「市民要求実現よりも党利党略を優先した」と言われかねません。



10月26日、米価下落対策を求める「米作って飯食えねえ!」集会が開催されました(左から2人目が関徹党市議団長)

一般質問

小規模事業者に産業振興策の光を当てよ



菅井 巖議員

問 市は小規模企業振興基本法（小規模基本法）をどの様にとらえているか。
商工観光部長 基本法では国が小規模企業施策の体系を示す5年間の基本計画を策定するので、公表される内容を見た上で、商工団体や金融機関等の連携を図りながら検討していきたい。

0万円にすべき。
総務部長 受注機会確保という観点から、50万円以内の修理修繕には小規模修理修繕契約の登録者132社へ、50万〜130万円の工事は格付外登録業者53社へ、130万円を超える工事は格付け登録業者182社へ、それぞれ重複させないことで運用している。
周知は、市のホームページに掲載、随時登録手続を行っている。
問 「住宅リフォーム制度」を恒常的なものとして、国・県に要望するとともに、市としても引き続き実施を。建設部長 県として平成27年度まで継続する見通しが示されている。市としても、県に対して制度の継続と事業費補助金の拡充を要望してゆきたい。

業費補助金の拡充を要望してゆきたい。
問 全国で広がりがつつある「商店版リフォーム制度」を、本市でも地域の仕事起こしの制度として導入を検討すべきではないか。
商工観光部長 「商店版リフォーム制度」は進んだ取り組みと考えられるが、他の重点施策とのバランスを考慮すると、優先順位は高くないと判断されるため、施策の導入は現時点では考えていない。
問 次世代を見据えた職人の育成に力を入れるべき。
商工観光部長 国では、建設労働者確保育成助成金を創設し、職人確保に努めている。市としても、こうした各種助成金・給付金制度の積極的活用をすすめ、関係機関と協力し職人不足の解消に努めて参りたい。

一般質問

文化会館改築に伴う文化活動への支援を



加藤太一議員

問 文化会館の改築に伴い、近隣のホールを使用する学校の音楽活動、クラブ活動等に対する支援について、
①具体的な支援の内容・方法には。
②支援の基準等を示す要項の提示などスケジュールは。
③来年度からとしているが今年度から実施出来ないか。
④教育的活動を目的とした他市町の会場使用について、優先的使用ができるように市が窓口になって働きかけが出来ないか。
教育部長 具体的な支

援内容、要項などについては、各学校から、実施状況や来年度の予定などを聞き取りした上で整理したい。
要項の提示などのスケジュールについてはは、早期に各学校に提示したい。
既に行事を終えた学校との公平性もあり、年度途中でなく、来年度から実施したい。
会場の優先的使用については、他市町の施設のルールがあるので難しいと考える。
問 市街地では除雪した雪の置き場の確保をしてほしいという市民の要望が強まっている。今冬に向けての対応は。
建設部長 昨年度の第四学区をモデル地区とした緑地を利用した雪

寄せ場は一定の評価が得られた。
町内会が管理している街区公園を利用しての雪寄せ場の試行も好評である。
今年度は、第一学区から第六学区まで試行範囲を拡大し実施する準備をしている。
問 「雪マシ！19」は、19歳のスキー場リフト券を無料にすることでスノースポーツの振興とスキー場の経営向上を目的とした取り組み。市内全てのスキー場で導入を。
商工観光部長 スキー場への来客の増加による波及効果、冬期スポーツの振興、山間地域の活性化が期待出来るが、効果の見通しが難しく短期的には収入源のリフト料金の減少につながることから、メリット、デメリット整理しスキー場連絡協議会等で検討したい。

一般質問

高齢者の住まい確保と生活支援を



議員 関 徹

問 1 低所得高齢者向けの住まいについての現状はどうか。

2 来年度からの介護保険第6期計画では、地域支援事業の担い手を、NPOや協同組合などの非営利団体も主体として位置づけ、支援していくべき。

3 地域包括支援センターを誰に委託するか、どのような過程・基準で決まったのか。

4 審議会等の議事録はすべて期限を決めて公開すべきだが現状は。

委員の兼職はできるだけ避けるという方針

はどうか進展したか。

5 市幹部職員の「下り」。人数は、前回質問時22年3月以降どう推移したか。

健康福祉部長 1 今年4月の特養の入所待機者は1409人。ほとんどの方が現在の住環境で生活している。

低所得者は、住宅扶助等で対応している。

2 担い手養成、サービスクラスなどを実施し、NPO、協同組合、地縁組織などの活動を支援していきたい。

3 委託先は、地域包括支援センター運営協議会に諮って決めた。

総務部長 4 会議は日程等を事前にホームページで知らせ、会議録を公表。公表までの日数は約2ヵ月。

原則4つ以上の兼務

はできないと定め、解消は進んでいる。

5 過去5年間に退職した市の部長級、課長級の職員は、医療職を除いて94名。うち再就職した者は、把握しているところで25名。

市職員として培ってきた経験や知識を、公益・公共のために活かすということは否定されるものではなく、望ましいこと。特別な規制をする考えはない。

問 介護サービス利用料込で10万円程度で入居できる住まいを協同組合が建設している。この施設でなければ生きていけないという人もいる。まさに命綱。

第6期計画でその必要性を検討すべき。

健康福祉部長 待機者すべてがそういう状況ではない。先々の不安解消のため申し込む方もいる。市には状況を把握する権限もない。

一般質問

福祉灯油の制度化で、生活困窮世帯に冬期間灯油購入助成を



議員 加藤 鉦一

問 これからまた厳しい冬を迎えるが、灯油価格は1リットルあたり100円を超え高止まりしている。

福祉灯油の制度化で、高齢者世帯や生活困窮世帯に冬期間、灯油購入助成を実現できないか。

健康福祉部長 昨年12月、本年3月の定例議会で実施の有無に関して質問があり、いずれも実施をしない考えであると答えた。

理由は第1に、灯油価格は少しずつは値上がりはしているものの、福祉灯油を実施し

た平成19、20年度のように価格が急騰するまでには至らず、ある程度予想される範囲内の値上がりである。

第2に、本市の財政事情として扶助費が増加しており、現行のサービスクラス水準を維持していくためには、実施事業の選択をしなければならぬ。

福祉灯油は、灯油等価格の急騰への激変緩和対策として臨時的に実施した事業であり、通常事業として制度化する考えはない。

問 生活困窮者の暮らしの実態と灯油価格の高止まりの現実から判断すべきだ。

市長 基本的には国が行うべきであり、機会があれば国に申し上げていく。

問 文化庁が今年3月に発行した「近代遺跡調査報告書」で、全国の郡政から3つ選ばれ、そのうちの1つが

旧東田川郡役所及び郡会議事堂で、特に巻頭写真として掲載され評価が高まっている。

旧東田川郡役所と郡会議事堂を県指定の有形文化財から国指定に格上げを諮れないか。

教育部長 「近代遺跡調査報告書」には、「建築当時の場所に移築されずに現存しているのは県内で唯一のものであり、建造物としての文化的価値のみならず歴史を語る史跡として大変意義がある」と記載されている。

市としては郡制時代の歴史を含め、建造物の歴史とその価値について掘り起こしに努め、国の調査に積極的に協力、情報等の提供に努めていきたい。

